

令和5年度 第4回全国健康保険協会山口支部評議会 議事概要

開催日時：令和6年3月18日（月）13：30～15：00

開催場所：防長苑「椿」

出席者：宇佐美評議員、齊藤評議員、水津評議員、田中評議員、中野評議員、永見評議員、波多野評議員、村上評議員（五十音順）

議 題

1. 令和6年度山口支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の報告等について
2. その他

1. 令和6年度山口支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の報告等について

資料に基づき事務局から説明。

2. 令和6協会けんぽ山口支部における健康づくり事業の現状と課題

《学識経験者》

労安法上の定期健康診断では、受診が義務付けられているが、それでも受診率が低いということか。受診率について、加入者人数の規模別や業態別に分析できているか。

また、健康経営優良法人の割合が低いが、どのようなメリットがある制度なのか。

《事務局》

労安法上の定期健康診断はすべての労働者が受けていると思われるが、受診率として記載している数値は協会では把握しているものである。被保険者は生活習慣病予防健診に加えて、40歳以上は事業者健診結果を協会に提出して登録している率となるが、特徴としては、5人未満の小規模事業所の受診率が低いといったことがあげられる。

健康経営のメリットは、山口県の健康宣言事業では県の入札制度における経営審査で評点加算が行われており、他県では融資における金利優遇といった事

例もある。経産省の認定に関して、企業アンケートでは、約8割が従業員の満足度向上、約2割が企業ブランドの構築と回答している。中小企業では従業員の高齢化の進展に伴い、健康が人材確保に繋がるという認識が強くなってきていると思っている。

《学識経験者》

以前、健康診断を受けないと労災になったときに認定されないといった話を聞いて、それ以来、毎年受診しなければいけないと認識をもったことがあった。こういったインパクトのある広報も必要だと思ったことと、ターゲットを絞った広報が重要。できている人に届けるのではなく、できていない人にターゲットを絞って行うような広報戦略を考える時期なのか、見極めも重要。

《事務局》

現在は未受診者にターゲットを絞って広報している事業もある。委員のご指摘はそのとおりだと思うので、これを踏まえた事業実施を行っていききたい。また、加えて、協会もリソースが十分ではないため、地域職域連携推進協議会や関係団体などと一緒に事業を実施していききたい。

《事業主代表》

健康経営のメリットの話が出たが、そのほかに人材の確保がある。中小企業は採用が厳しくなっているため、従業員を大切にしているというPRをしないと、若い人は大企業に行って、中小企業に来てもらえない。これからは健康経営が企業経営の上で大前提になるということを周知していくことが大事と思う。

もう一点、LINEの導入について、友達登録をどのように増やしていくかが重要だが、現時点の考えを聞かせていただきたい。

《事務局》

LINEの活用は現在検討中だが、友達登録をして解除されないようにメリットを感じられる仕掛けが必要。加入者自身の健康管理に役立つようなものとしていきたい。

《事業主代表》

友達登録を増やす、維持するという意味では、例えば、健康情報にアクセスするなどのアクションをすれば、加点があるといった仕組みができるとよい。

《事務局》

協会ではそういったポイント制度ができていないが、こういった意見があったことについては、本部へ伝えていきたい。現状としては、市町単位で健康マイレージを実施している。

《被保険者代表》

私の事業所では健診は100%実施し、委託して保健指導も実施している。その中で、健診後の要治療者の受診勧奨が難しいというのが悩み。ほとんどの対象者は医療機関を受診するが、最終的に数名ほど受診しない者がでる。このため、来年度、要治療者は医療機関への受診をするよう社内で規程化することを考えている。

保健指導を実施することで改善する方もいれば、しない方もいる。効果的に実施するにはどうしたらよいかという課題もある。

また、健康経営について、採用試験で学生と話をしてみると、残業や育休のことなど、ワークライフバランスについての質問がよくある。健康宣言して認定されるとそういうアピールに繋がると感じる。

《事務局》

要治療者の医療機関の受診を規程化することについて、社内での問題はな
いですか。

《被保険者代表》

要治療者の医療機関の受診率は100%にしたいという思いがあるので、まだ案の段階だが、その方向で進もうとしている。

《学識経験者》

健診を受けて再検査が必要な方への対応は就業規則に盛り込むケースもある。対応とすれば、二次健診の日程の報告を求めることもある。ただ、受診しない人に罰則を与えられるかどうかは別問題。

《事務局》

ワークライフバランスの話はそのとおりだと思う。質問だが、協会の加入者は8割が10人未満の事業所である中で、そういった企業に健康経営をすすめる中でどのような広報が刺さると思いますか。

《事業主代表》

健康経営は有効で、従業員の満足度を上げると、口コミでWEBにあがることもある。企業のホームページに健康宣言しているということを出すこともよ

い。少し違う話かもしれないが、いわゆる 3K 企業は作業着を変えるなど気をつけて、他と比べても福利厚生面がよいと積極的に PR している企業もある。

《事務局》

今の時期、春闘で労使交渉を行っているところだと思うが、賃金とは別に福利厚生面やワークライフバランスなど、健康経営に絡んでいるようなテーマはありますか。

《被保険者代表》

現在、賃金交渉が本格化していないが、健康経営についてはそういう話が出ていない。

《被保険者代表》

12 月からの保険証の廃止に伴い、保険証を返却する必要があるのか。また、マイナンバーカードを使わない場合、資格確認書が送付されると聞いたが、有効期限はどうなっているのか。

《事務局》

現時点では、保険証は廃止後 1 年間有効となるので、マイナンバーカードと併用する形となる。資格確認書は 5 年の範囲内となっているが、まだ詳細は決まっていない。

《被保険者代表》

来年度、健康づくり講座を拡大するとのことだが、例えば、労働組合が集まって集会をするときに、講師を派遣いただいてセミナーを開催することはできるか。また、費用面はどのようなになるのか。

《事務局》

団体が集まる場で話をするのは効果的だと思う。その際にご相談いただきたい。費用は不要。

《事業主代表》

健康宣言はどのようなメリットがあるのか。抽象的な説明であったが、これといったメリットがあればアピールできると思う。

もう一点。健診について、大企業だと福利厚生に特化した部署があるが、中小零細企業は数人程度の従業員であることが多い。個人事業主だと、事業主は

国保に加入し、従業員は協会に加入している。そういった経営者が協会の事業に耳を傾けているか。もしかすると、そういった事業所で協会に加入する職員に協会の情報が流れていないのではないかと感じる。事業主も同じように国保ではなく協会に加入できるとよいと思う。

《学識経験者》

個人事業主は社会保険に加入できないという話は、法律上、そのような仕組みになっているので致し方ない。

一方、情報の伝え方の話で、納入告知書に同封する広報誌について、毎月従業員に回覧しているが、中小零細企業では回覧せずにすぐにファイルに閉じてしまうことがある。必ず従業員に見せてください、みたいなことを大きくアピールした方がよい。

3. その他

前回の評議会で全国一律の保険料率について意見をいただいたが、次回7月の評議会では令和5年度の年次報告となる。予算と実績の中身、収支差等について報告することとなるが、それぞれの立場から活発なご意見をお願いしたい。

以上